記入例

平成30年9月12日

宮崎県知事 殿

油性ボールペンで記載 油性ボールペンでないときは書き直しとなります。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。(全ての□にレ点がない場合は支援の対象とはなりません 、必ず御確認下さい。)

この申

コの中 御確認の上、全てにチェックを記載してください。

に従いその全額を即時返還します。

)に協力します。

この支 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の 対象とならない場合があることを了承いたします。

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請しま

	₹ 880-000	ふりがな	みやざき	はなこ
申請者住所等	宮崎県宮崎市〇〇町〇丁目〇番地	申請者氏名	宮崎	花子
	Tel (00) 0000-0000		Î	
児童生徒との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ その他 ()			

【1. 対象となる児童生徒について】

	ふりがな 氏名		みやざき	き あやこ							
			宮崎彩子		生年月日	平成 17	年	4	月	10	日
		学校設置者名	学校法人	〇〇学園							
	在学す	学校の名称	〇〇中 学校種: 小学校 • • • •		 中等教育学校 	(前期課程)・ 物	寺別支援学	学校 ()	√学郊。	山 学邨)	
	る学校	学校の所在地	宮崎都		-						
		学年		1 年生							
	、公立	、学から卒業まで 私立関係なく記 <i>り</i>)〇学園小学	校	平成 24 年 平成 26 年		\sim	入学卒業	·	
		の小中学校等 ける在学期間	学校名			平成 26年	4月	(入学		(人)
		「園、幼稚園の記載は不要	公立()〇小学校		平成 30年	3 月	~	卒業) •	出)
			We have to			平成 年	. 月	(入学	· 転	入)

申請している兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹の氏名と申請している都道府県名(通っている学校のある都道府県)を 記載してください。申請している兄弟姉妹が複数おり、記入欄が足りない場合は、欄外に記載してください。 なお、兄弟姉妹で申請するためには、それぞれのお子様についての申請書が必要となりますので、ご注意ください。

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	みやざき たろう
兄弟姉妹の氏名	宮崎太郎

申請している都道府県

神奈川



【3. 保護者等の収入の状況について】

7月1日時点の保護者等の状況についてチェックをしてください。チェック漏れ 7月1日時点における保護者等の状況及びがあると申請を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

情報等が記載されていない場合があり、必

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は国外での収入を証明する書類。以下同じ。)については次のとおりです。

(①~⑥に該当する者全員の課税証明書の提出が必要です。)

(次の①から④までのいずれかの□にレ印を付け、⑤及び⑥にも当てはまる場合は併せてレ印を付けてください。)

次(の保	R護者等の課 れています。 			
		親権者(両新 (仮に所得等がない(O円)場合であっても、所得等がO円であることを証明する書類を提出 ・親族者が す。)			
		(オ)に5 1円 (当該書類を取得するには市町村等に申告する手続きが必要となる場合もあります。)	-ジの		
1		※親権者が2名おり、両方とも所得がない場合でも、3ページを記載していただく必要があるため、所得金 できる書類を提出してください 。			
		※ 親権者の1人が課税期日に 日本国内に在住していなかったため、課税証明書が発行できない場合は、 課税証明書のほか、国外での収入を証明できる書類を添付してください。	日本にいる親権者の		
		※親権者全員が 収入を証明でき	親権者全員の国外での		
		必ず①~④のいずれか該当するものに1つたげナエックしてください。	 碁類の両方を添付してくださ		
		②にチェックした場合は、アorイの該当する箇所にもチェックしてください。			
		親権者1名分 (親権者が,一時中所に税権を打力ル事性政府及,北事無性施政の皮にめる物では、他のしにヒロを刊け	こください。)		
2	~	ア 親権者の1人が控除対象配偶者(合計所得金額が38万円以下の場合。配偶者特別控除の過く。)であり、3ページの(オ)に5万円を合算したとしても所得要件を満たす場合	箇用を受けている者を除		
		イ □ 離婚,死別等により親権者が1人の場合			
L	_				
		未成年後見る分			
3		親権者が存在せず,未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている。 (未成年後見人が,法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者			
(3)		その者を除きます。) ※未成年後見人が課税期日に日本国内に在住していないなど、課税証明書が発行できない場合は、			
		未成年後見人の国外での収入を証明できる書類を添付してください。			
			<u> </u>		
4		生徒の ・親林 ①~④以外に、⑤、⑥に該当する者がいる場合 者) 1名分 その該当する人数も記	載してください。		
L		は必ずチェックしてください。			
Ŀ	上記	■ まか、⑤⑥に当てはまる者がいる場合は□にレ印を付けてください。			
5		同居の祖父母(1)名分(一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			
	•	・同居の祖父母がいる場合 (同居の祖父母が①~④に当たる場合は,その者を除きます。)			
Г		授業料の負担者名分			
6		・同居・別居に関わらず、① A~Hには、①~⑥の中で <u>チェックがある者全員の</u> 氏名および児	童生徒との続柄を記載して		
		(例:別居の祖父母、同居のよください。 (記載例では、Aは②アに該当する者、Bは⑤に該当する者を記載	載しています。)		
Α	#1	発証明 <u>また</u> 続付する保護者等の氏名及ひ児重生使との続何 氏名 児童生徒との続柄 R 氏名	児童生徒との続柄		
/ \	T	支援 花子 日 支援 金三郎	祖父		
С	ŧ	氏名 児童生徒とのが気	児童生徒との続柄		
0		修正するときは二重線で取り消してください 修正テープ・修正液は不可です。) o		
Ε	Ĺ	氏名 児童生徒との続柄 F 氏名	児童生徒との続柄		
		課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、氏名			
G	Ħ	の下に括弧でくくって、課税証明書に記載のある氏名を記載してください。	児童生徒との続柄		
Г	ľ				

A~Hまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

(保護者等全員(非課税の方も含む。)の課税証明書に基づき、全て記入し、合計を算出した上で、□にレ印を付けてください。□にレ点がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

なお、海外勤務等により、前年1月~12月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の 左欄のA~Hに○を記載し、**〈課税証明書に含まれない国外での収入がある場合〉**の記載方法を御参照の上、御記載ください。

					所得の分	類及び雑損	失の繰越控	除については	、課税証明書	の見本を御参	照ください。			
				*		所得金額の	の合計					雑損失の	所得控除	計(工)
t	ń	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時 所得	分離課税の 所得	計(ア)	繰越控除 (イ)	合計 (ウ)	= (ア-イ-ウ)
Ŀ	A	3,300,000 円	Ħ	320,000 円	0	Ħ	А	н	Ħ	510,000 円	4,130,000 F	150,000 円	2,635,500 F	1,344,500 円
	В	Ħ	Ħ	600,000 Fi	F	円	円	300,000 円	Ħ	Ħ	900,000 円	н	1,030,000	0 _円
	С	Ħ			十上されている		FI	В	0場合、計(エ)は				н
	D	В	の場合	は、〇円と記	入してください _円		В			000=-130,0 マイナスとなる		て記入してくだ	さい。	н
	E	m.	m m	Ħ	m.	P.	В	В	Ħ	Ħ	В	В		В
	F	н	н	В	Ħ	В	В	В	н	Ħ	A~H	までの計(エ)	の金額を合言	#L <i>t</i> = #
	G	н	н	В	Ħ	В	В	В	н	Ħ		記載してくだ		В
	Н	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	PI	Н	Ħ	Ħ	Н	н		
Ī							合計							1,344,500 P

(※)課税証明書に損失(マイナス)が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。 (※)A~Hのそれぞれの「計(エ)=(ア-イ-ウ)」を計算した際に、マイナスとなる場合は0円として記入してくな

140万円未満(※)なので、 所得要件を満たします。

課税証明書(※1)を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)(※2)から、雑損失の繰越控除 所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満(※3)です。

※ 寡婦控除の場合143万円未満 寡夫控除の場合147万円未満

該当する場合、(オ)が140万円未満(※3)となる。)

議不言

の)を添えて提出します。

また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は国人での収入を証明する書類)

(※2)給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得

分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む の合計

(※3)親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>

提出できない場合は、支援の対象とはなりません。

○国外での収入を証明する書類の提出について

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、<u>この収入を証明できる書類</u>政府機関や企業の発行するもの)を提出してください。また、国外での収入を証明する書類が日本語以外の言語の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、<u>簡単な日本語訳や申請時点の為替レートによって円換算した計算式を記載した</u>書類(任意)を添付してください。

○「給与所得」の記載方法について

当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収入から給与所得控除相当額を差し引いた金額を 「給与所得」欄に記載してください。

当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の為替レートにより円換算をしてください。

給与所得控除の簡便な算出方法

総与等の収入金額 収入額 3,520,000円 650,000円 1,625,000円以下 650,000円 収入金額×40% 1,800,000円起 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 3,600,000円起 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 ※実際には所得数注別素等5の素により求めた額となります。これらの節便が質出方法によって計

(例)海外での収入額:3,520,000円(日本円換算)の場合

①給与所得控除額を求める

怪味観を水める 3,520,000円を給与収入とみなす。 第式に当てはめて

左表の計算式に当てはめて、

3,520,000×30%+180,000=1,236,000円(給与所得控除相当額)

②給与所得額を求める

給与収入相当額から給与所得控除相当額を差し引く 3,520,000-1,236,000=2,284,000円(給与所得相当額)

※実際には所得税法別表第5の表により求めた額となります。こちらの簡便な算出方法によって計算していただいて差し支えありませんが、その際、収入金額により、給与所得控除相当額が最大で3,199円少なくなる(給与所得がその分多くなる)場合がありますので、(オ)の金額が3,199円以内で該当しない場合は、所得税法別表第5の表により給与所得控除相当額を確認してください。

〇「所得控除合計(ウ)」の記載方法について

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適 国外での収入がある者が複数人いる場合は、別紙を人数分提出してください。

人的控除の合算額を別紙で計算し、「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。

ただし、日本にいる配偶者に、扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該者に適用することはできません。

【4. 保護者等の資産の状況について】

A~Hまでに記入した保護者等及び課税証明書の提出を不要とする控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。 (全て記入し、合計を算出した上で、下の□にレ印を付けてください。□にレ点がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

	預貯金額 (あ)	有価証券等(換算評価額)(い)	現金 (う)	負債(え)		計(お)=(あ)+(い)+(う)-(え)		
A	5, 570, 000 H	Pi	40 , 000 🖽	1, 500, 000	9	4 , 110, 000 ⊞		
В	1, 560, 000	Pi	60, 000 ⊞		9	1, 620 , 000		
С								
D	3,750,000円	1,820,000円	В		9	н		
E	普通預金通帳	金通帳 通帳が2つ以上あった金額を記載して	る方の場合は、すべて合計し		9	Ħ		
F	00銀行)—	例: Aさんが通帳を	2つ所持している場合		9	Ħ		
G	H H	3,750,000HT1,82	20,000円=5,570,000円		<u></u>	m		
ዟ	А	円	円	A〜控配までの計(お)のst	金額	を合計した金額を記載してください。		
控配	220, 000 ⊞	円	9,000 円		9	229, 000		
7	合計							
(*	預貯金等の口座を複数保有してい	る場合は、その全てを記載し、通帳	等の写しを添付してくださ	۷١°		(カン)		

、 ※課税証明書の提出を不要とする控除対象配偶者(申請書2ページ②アに該当する方)についても、資産要件の確認対象となりますので、 こちらの太枠に御記載ください。

 (\mathbf{Q})

【5. 確認事項】

預貯金, 有価証券, 貴金属, 投資信託, タンス預金, 負債の金額の合計が 600万円<u>以下</u>です (該当する場合、(か)が600万円以下となる。)

600万円以下なので、 資産要件を満たします。

これらが確認できる通帳等の写し(申請日の直近のもの)を添えて提出します。

資産	表の記入欄	確認方法(ウェブサイトの写しも可)
預貯金 (普通・定期)	(あ)	通帳の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
有価証券(株式・国債・地 方債・社債など)	(い)	証券会社や銀行の口座の写し (「名義」や「残高」のわかるページ)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	(い)	購入先の銀行等の口座の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
投資信託	(い)	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
タンス預金 (現金)	(う)	自己申告
負債 (借入金等)	(え)	残高証明書や借用証書等の写し

確認した上で、必ずチェックをしてください。

これらの根拠書類を提出することが必要です。 ただし、タンス預金等の現金については、自己申告となりますので根拠書類等は不要です。

☆ペ事項を確認の上、□にレ印を付けてください。(□にレ点がない場合は支援の対象)

都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

<課税証明書に含まれない国外での収<mark>プ日本にいる配偶者に、扶養控除などの人的控除が適用されている場合の注意点</mark> (例:母親が課税証明書に含まれない国外での収入を得ており、日本にいる父に、娘に対する扶養控除の適用がある場

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などの 人的控除の合算額をこの表で計算し、申請書の「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。

ただし、日本にいる配偶者に、扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、国外での収入がある当該 者に適用することはできません。

なお、本紙も申請書とともに提出してください。※課税証明書に含まれない国外での収入がない場合は提出不要です。

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 (児童生徒との 続柄を記入)	人数(A)	控除額(B)	合計(C)=(A)×(B)	本人の所得要件	
基礎控除	·本人	母	1	330,000	330,000	_	
配偶者控除	・生計を一にし、かつ、合計所得が38万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			(例)		_	
控除対象配偶者	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			 母:国外での収 <i>入</i> 父:国内での収 <i>入</i>	、あり 、のみあり(一般の扶養控	— 除1人)	
老人控除対象配偶者	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			姉:18歳(16歳~ 対象児童生を:1	19歳未満) 3歳(中学1年生)	_	
配偶者特別控除	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え76万円 以下である配偶者を有する者			(%)		年間所得1,000万円以下	
扶養控除	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					_	
一般の扶養親族	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養 親族を有する者	×姉		330,000		_	
特定扶養親族	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			空除においては、		_	
老人扶養親族	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	偶者(父)に既に適用されているため、母 対する扶養控除の適用は <u>できません</u> 。			に、姉に	_	
(同居親族等加算)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		_	
障害者控除	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		_	
(特別障害者控除)	・特別障害者である者 特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			300,000		_	
(同居特別障害者控除)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を 常況としている者			530,000		_	
寡婦控除	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有す る者			260,000		①の場合 年間所得500万円以下	
(特別寡婦控除加算)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者			40,000		年間所得500万円以下	
寡夫控除	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者			260,000		年間所得500万円以下	
勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である 者			260,000		年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以 下	
	合計 330,000 ←この金額を「所得控除合] (ウ)」欄に記入してください						

(※) 配偶者特別控除額については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	配偶者特別控除額
380,001円~449,999円	330,000円
450,000円~499,999円	310,000円
500,000円~549,999円	260, 000円
550,000円~599,999円	210,000円
600,000円~649,999円	160,000円
650,000円~699,999円	110,000円
700,000円~749,999円	60,000円
750,000円~759,999円	30,000円
760,000円以上	0円(控除なし)

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>

父親が課税証明書に含まれない国外での収入を得ている場合の例 ※世帯構成は下記にあります。

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などの 人的控除の合算額をこの表で計算し、申請書の「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。

ただし、日本にいる配偶者に、扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、国外での収入がある当該者に適用することはできません。

なお、本紙も申請書とともに提出してください。※課税証明書に含まれない国外での収入がない場合は提出不要です。

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 (児童生徒との 続柄を記入)	人数(A)	控除額(B)	合計(C)=(A)×(B)	本人の所得要件	
基礎控除	·本人	父	1	330,000	330,000	_	
配偶者控除	・生計を一にし、かつ、合計所得が38万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者					_	
控除対象配偶者	・年齢が <u>70歳未満</u> の控除対象配偶者を有する者	母	1	330,000	330,000	_	
老人控除対象配偶者	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000		_	
配偶者特別控除	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え76万円 以下である配偶者を有する者			(*)		年間所得1,000万円以下	
扶養控除	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					_	
一般の扶養親族	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養 親族を有する者	姉	1	330,000	330,000	_	
特定扶養親族	- 年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		_	
老人扶養親族	・年齢が <u>70歳以上の</u> 扶養親族を有する者	祖母	1	380,000	380,000	_	
(同居親族等加算)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	祖母	1	70,000	70,000	_	
障害者控除	- 障害 - 障害 - 年齢が70歳以上の扶養親族(例:祖母等)がいる場合					_	
(特別障害者控除)	同居している場合は、控除額に加算がつきますので ・特別 特別に 控除適用者、人数、合計(C)を記載してください。	、同居親族等加〕	4の欄にも、	. 該当		_	
(同居特別障害者控除)	・特別 常況と (例) 祖母(70歳以上の扶養親族)がおり、同居して 老人扶養親族・・・祖母、1人、380,000円	いる場合)00		_	
寡婦控除	①夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者			260,000		①の場合 年間所得500万円以下	
(特別寡婦控除加算)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者			40,000		年間所得500万円以下	
寡夫控除	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者			260,000		年間所得500万円以下	
勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である 者			260,000		年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以 下	
	合計 1,440,000 ←この金額を「所得」 (ウ)」欄に記入して						

(※) 配偶者特別控除額については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者特別控除額
330,000円
310,000円
260,000円
210,000円
160,000円
110,000円
60,000円
30,000円
0円(控除なし)

【世帯構成】

●父、母、姉、対象児童が1月2日に日本に戻り、引き続き祖母と同居していると仮定

父:国外での収入あり(国内での収入はなし)

母:43歳、収入なし

姉(1人):18歳(父の扶養)

対象児童生徒:13歳(中学1年生) ※16~19歳ではないので、扶養控除の適用 対象者とはなりません。

祖母(1人): ①72歳、(父の扶養) ②同居している